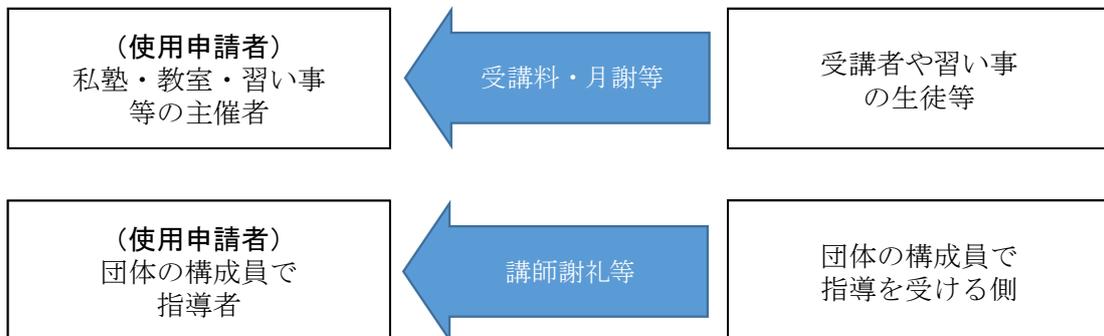


営利利用について

営利利用は、サービスの提供に金銭的対価を伴う活動で、施設の利用が直接的な経済的利益を生み出す目的で行われるものとなる。例として、塾や教室など受講料を徴収してレッスンを提供する活動や参加費を徴収する催し物、物品の出張販売など。

ただし、団体等の構成員でない講師等を招き、謝金を支払う地域住民有志による活動など、謝金を払う側が施設の使用申請者（主催者）である場合や事業の性格上実費負担を要する場合は営利使用の対象とならない。

【営利利用に該当】



【営利利用に非該当】



ア 営利基準

(ア) 利用許可を受ける団体又は個人が金銭等を徴収し事業を行う場合。

ただし、徴収する金銭が1回1人当たり2,000円以下で、徴収した金銭の総額が事業に直接要する経費（人件費に関する経費を除く直接的に参加者に還元される経費）以下の場合には営利使用の非該当とする。

(イ) 金銭の取引がその場で発生しないが、金銭的な利益を得ようとする行為又はそれに繋がる行為（契約行為、又は契約につなげる目的の説明会などの勧誘行為、商品の宣伝）

イ 禁止事項

- (ア) 不特定の方を対象にした販売
- (イ) 一時的な利用に限るものとし、継続的な利用又はそのおそれがあるもの
- (ウ) 法令や公共の福祉に反するおそれがあるもの
- (エ) 施設の管理運営上支障が生じるおそれがあるもの（音、におい、振動等により他の利用者に著しい支障をきたすもの）
- (オ) 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあるもの
- (カ) あっせん勧誘行為等（ねずみ講式販売方法、マルチまがい商法等）やこれらにつながる可能性があるもの
- (キ) あたかも市が主催又は共催しているかのような誤認されるおそれのあるもの

ウ その他

予約時に企画書等の内容がわかる疎明資料のアップロードが必要となります。

減免申請（条例6条、規則第8条、要綱第7条）

規則第9条に規定するものについては、利用料の減額又は免除の対象となる。利用許可を受けたものは、利用前日までに利用する市民センターに減免申請書を提出し、減免決定を受けることが必要となる。なお、手続きについては公共施設予約システム上ではなく、窓口申請が必要となる。

減免するケース		内容
減額	(1) 国又は神奈川県が使用する場合	5割 国又は神奈川県が主催で使用する場合
	(2) 市長が特別な理由があると認めた場合	その都度市長が定める割合 上記以外に減額する必要があると認めた場合で減額割合は、その都度定める
免除	(1) 市が使用する場合	市が主催又は共催する場合 (市の申請によるもの)
	(2) 保育室等を保育のために使用する場合	保護者等が学習活動をするに当たり、保育室等で未就学児等を保育する場合
	(3) 障がい者が主たる構成員の団体が使用する場合	構成員のうち、次のアからエに掲げる者が半数以上いる団体が使用する場合 ア 身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 エ 特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
	(4) 市民センターの対象とする地域全体を活動範囲とする公益性のある公共的団体が使用する場合	①地区自治会連合会 ②地区社会福祉協議会 ③地区民生委員・児童委員協議会 ④地区防犯協会 ⑤地区生活環境協議会 ⑥地区交通安全対策協議会 ⑦交通安全協会（各地区支部）⑧地区交通安全母の会 ⑨郷土づくり推進会議 ⑩地区青少年育成協力会 ⑪学校・家庭・地域連携事業推進のための地域協力者会議 ⑫サークル連絡協議会 ⑬地区社会体育振興協議会 ⑭地区老人クラブ連合会 ⑮その他市民センター長が認めた団体
	(5) その他市長が認めた場合	(1) から (4) まで以外に市長が認めた場合

施設定員数

(1) 各市民センターの施設定員数

市民センターの施設定員数

六会市民センター	
室名	定員数
第2談話室	50
音楽室	30
ホール	120
第1談話室	50
調理室	20
和室	20
保育室	20
会議室	45
小体育室	20
体育室	200

片瀬市民センター	
室名	定員数
第1談話室(本館)	40
第2談話室(本館)	25
実習室(本館)	25
第3談話室(本館)	35
和室(本館)	15
ホール(本館)	75
片瀬しおさいセンター	
室名	定員数
体育室	240
トレーニング室	50
工芸室	40
音楽室	25
和室	15

明治市民センター	
室名	定員数
第1談話室	50
調理室	30
子育て支援室	30
第2談話室	30
第3談話室	20
和室	30
音楽室	25
工作室	25
ホール	110
文化室	50
体育室	230

御所見市民センター	
室名	定員数
第1談話室	30
第2談話室	35
第3談話室	25
調理室	20
和室	15
子ども室	15
音楽室	20
ホール	100
体育室	200

遠藤市民センター	
室名	定員数
第1談話室	41
第2談話室	13
和室	24
調理室	18
保育室	9
ホール	80
第3談話室	10
音楽室	26
青少年ホール	105

長後市民センター	
室名	定員数
第1談話室	27
第2談話室	27
第3談話室	8
第4談話室	18
和室	19
文化室	43
ホール	90
実習室	26
体育室兼ホール	226
工作室	14
保育室	11

辻堂市民センター	
室名	定員数
第1談話室	26
第2談話室	32
アトリエ	41
和室	20
保育室(ミーティング室)	19
調理室	25
音楽室	29
ホール	84
体育室	212

善行市民センター	
室名	定員数
第1談話室	20
第2談話室	30
第3談話室	40
調理室	20
和室	15
保育室	15
音楽室	20
多目的ホール	100
体育室	150

湘南大庭市民センター	
室名	定員数
和室(まつ)	8
和室(ふじ)	8
実習室	25
文化室	25
☆小ホール	50
体育室兼ホール	209
子ども室	14
第1談話室	45
第2談話室	30
第3談話室	10
第4談話室	10

湘南台市民センター	
室名	定員数
第1談話室	30
第2談話室	12
第3談話室	18
第4談話室	18
和室(まつ)	11
和室(ふじ)	11
調理室	30
ホール	95
体育室A面	120
体育室B面	120
ギャラリー	50
文化室	15
子ども室	10

鶴沼市民センター	
室名	定員数
文化活動室	47
学習室1	38
学習室2	37
創作実習室	25
和室1	23
和室2	15
ホール	121
第1談話室	23
第2談話室	18
第3談話室	48
第4談話室	16

藤沢市民センター	
室名	定員数
301会議室	18
302会議室	21
303会議室	18
304会議室	42
305会議室	18
306会議室	18
307会議室	30
308会議室	34
501会議室	20
多目的室1	100
多目的室2	18
多目的室3	26
調理室	25
和室	23
保育室	20
多目的交流ホール(体育室)	157

村岡市民センター	
室名	定員数
第一談話室	19
第二談話室	19
多目的室	49
第一和室	29
第二和室	7
子ども室	14
調理室	18
実習室	15
学習室	26
文化室	30
ホール	120

済美館	
室名	定員数
武道場	95
和室A	12
和室B	33
学習室A	35
学習室B	58

以 上